

後期高齢者医療制度 歯科健康診査のお知らせ

後期高齢者医療制度に加入されている節目の年齢の方を対象に、歯・歯肉の状態や口腔清掃状態等チェックし、口腔機能の低下や肺炎などの疾病を予防するため、歯科健康診査を実施しています。

また、徳島大学歯学部において、口腔ケアと体の健康、医療費や介護給付費との関連を調査しています。定期健診の受診や口腔ケアを行うことは、全身の健康にとっても重要であることが示されています。

今年度の対象者は、ぜひ歯科健診を受診しましょう。

●対象者 令和3年中に節目の年齢になった方

(昭和21年、昭和19年、昭和16年、昭和11年、昭和6年生まれの方)
ただし、長期入院患者や施設入所者は対象外です。

長期入院患者や施設入所者の方は、すでに健康状態を把握され、医師や施設管理者などの指導を受けていると考えられることから、歯科健康診査の対象者から除いています。

なお、対象者には8月下旬に歯科健診受診券のはがきを送付します。長期入院患者・施設入所者の方にはがきが届くこともありますが、対象外ですので健診はご遠慮ください。

●受診場所 後期高齢者の歯科健診の実施協力歯科医院

受診可能な歯科医院は、国保年金課(本館1階)にお問い合わせください。
また、広域連合および県歯科医師会のホームページに掲載予定です。

●受診方法 事前に電話等にて健診実施歯科医院にご予約の上、受診してください。

●健診項目 問診、口腔内診査、口腔機能評価(口の湯き、かむ力、飲み込む力など)

●健診費用 無料

●受診期間 9月1日(木)～11月30日(水)

●持っていくもの 後期高齢者医療被保険者証と歯科健診受診券のはがき

●その他注意事項

- 歯科健診は期間中に1回のみです。後日重複受診が判明した場合は費用がかかります。
- 歯科健診自体は無料ですが、その後に治療行為が行われる場合は有料となりますのでご注意ください。
- 健診結果は、本市での口腔保健指導および徳島大学との共同研究による分析調査に活用することがあります。
- ※新型コロナウイルスの感染状況により、変更・中止になる場合があります。

後期高齢者医療制度 在宅要介護者訪問 歯科健康診査のお知らせ

後期高齢者医療に加入されている在宅の要介護者を対象に、在宅で歯科健診や歯科保健指導を行うことで、口腔機能の維持回復を促し、高齢者の低栄養や誤嚥性肺炎の予防することを目的に、訪問歯科健康診査を行います。

●対象者 自力で歯科医院に通院することが困難な在宅の要介護者で、次の要件を全て満たす徳島県後期高齢者医療被保険者。

- ①要介護3・4・5の認定を受けている方
- ②介護保険の居宅療養管理指導(歯科医師・歯科衛生士によるもの)および口腔機能向上加算を受けていない方
- ③医療保険の訪問歯科診療・訪問歯科衛生指導を受けていない方
- ④令和4年度歯科健康診査を受けていない方

●実施期間 9月1日(木)～12月末

●健診費用 無料 ※ただし、その後の歯科治療については有料

●その他 申請前に、必ず担当ケアマネジャーに相談してください。ケアマネジャーによる代理申請も可能です。

※対象者と決定した方には訪問歯科医・歯科衛生士を自宅などに派遣します。

※新型コロナウイルスの感染状況により、変更・中止になる場合があります。

※詳細や申請書などについては、広域連合ホームページや下記までお問い合わせください。

●問い合わせ・申し込み **徳島県後期高齢者医療広域連合事務局 事業課**
徳島市川内町平石若松78番地1
☎088(677)3666 FAX088(666)0105
国保年金課 ☎22-2213 FAX22-2243



8月は「電気使用安全月間」です。
【電気製品をめれた手で扱わないようにしましょう】

教えて!!

吉野川市第2次人権施策推進計画

女性の人権

女性の人権尊重・地位向上をめざした国際的な動きは、1975(昭50)年の「国際婦人年」に始まり、その翌年から続いた「国連婦人の10年」は、男女平等社会の形成に向けて画期的な役割を果たしました。

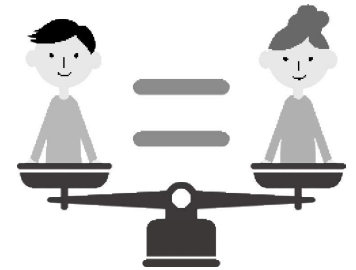
特に、1979(昭54)年に国連総会で採択された「女性差別撤廃条約」は、固定化された性別役割分担を見直し、事実上の男女平等を達成しようとするものです。

こうした世界の動きを受け、日本では、男女共同参画社会の実現を21世紀の最重要課題として位置づけ「男女共同参画社会基本法」が制定され、2000(平12)年には、この法律に基づく「男女共同参画基本計画」が策定されました。

また、雇用の分野においては「雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律(男女雇用機会均等法)」や「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律(育児・介護休業法)」、「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律(女性活躍推進法)」など、女性への暴力防止に向けては「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律(DV防止法)」や「ストーカー行為等の規制等に関する法律(ストーカー規制法)」など、男女共同参画や女性への暴力の根絶に向けた環境づくりを進めています。

しかしながら、女性に対する暴力や性別による固定的な役割分担意識、これに基づく慣習が依然として存在するなど、なお多くの課題が残されており、社会のさまざまな分野における女性の参画や能力発揮は十分とはいえない状況です。

女性の人権問題解決には、女性だけでなく、男性の意識改革と理解の推進が不可欠です。男女共同参画社会を実現するためには、男女ともに人権尊重の意識高揚を促す教育・啓発の推進が必要です。



第4回 人権の花咲くまちクイズ

問題▶ 世界経済フォーラムが、2022(令4)年7月に発表した各国の男女格差を測るジェンダー・ギャップ指数において、日本の順位は何カ国中何位でしょうか。

●正解者の中から抽選で5名の方に、記念品を進呈します。

・応募方法: はがき、メール、ファックスのいずれかに、郵便番号、住所、氏名、電話番号とクイズの答えを記入の上、人権課まで送付してください。

・応募先: 〒776-8611 吉野川市人権課あて

・締切日: 9月13日(火)(消印有効) E-mail: jinken@yoshinogawa.i-tokushima.jp

●問い合わせ 人権課 ☎22-2229 FAX22-2260



8月は「電気使用安全月間」です。
【タコ足配線はやめましょう】